

米生産者の皆さまへ

知っていますか、取り組んでいますか 米トレーサビリティ法

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米トレーサビリティ法は、流通・提供している米・米加工品において問題が発生した場合に、流通ルートを速やかに特定するため、米の生産から販売・提供までの各段階で米・米加工品の移動が分かるようにするものです。

対象となる米穀等

米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉等の中間原材料、米菓生地、米飯類、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん など

米生産者の皆さまが取り組む事項

1. 取引記録の作成と3年間の保管

米穀等を出荷・販売する際は、取引の記録を3年間保管する必要があるため、次のうち1つを実施してください。

《保管する取引の記録》

- ① J A 等の集荷業者から受領した伝票
- ② 自身で作成した出荷伝票（*裏面に参考様式）
- ③ 自身で作成した取引の記録（*裏面に参考様式）

《記録する内容》

- ① 品名（通常用いる名称）
- ② 産地（「国産」、「栃木県産」等）
- ③ 数量（通常用いる単位）
- ④ 年月日（困難な場合は受注日等）
- ⑤ 取引先（氏名又は名称）
- ⑥ 搬出場所（場所が特定できる名称及び所在地）
- ⑦ 用途（加工用米、新規需要米、備蓄米など用途が限定される場合はその用途）

2. 取引先や一般消費者への産地情報の伝達

米穀等を出荷・販売する際は、米の産地情報を取引先や一般消費者に伝達してください（親戚等への縁故米は除く）。

《事業者間の伝達方法》

- ① 出荷伝票等に産地を記載（*裏面に参考様式）
- ② 商品の包装に産地を記載

【出荷伝票の例】

④ 納品日 平成00年00月00日

納品書

栃木県〇〇市〇〇〇〇-0
〇〇〇〇〇 様 ⑤

毎度お買い上げありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

| 商品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 用途限定 |
|---------------------|----|-------|--------|------|
| ② 栃木県産 コシヒカリ(5kg) ① | 3 | 3,000 | 9,000 | |
| 栃木県産 加工用米(100kg) ① | 1 | 1,000 | 1,000 | ⑦ 加 |
| 計 | 4 | | 10,000 | |
| 消費税 | | | 500 | |
| 合計 | | | 10,500 | |

⑥ 搬出場所
栃木県〇〇市〇〇〇〇-0

搬出場所が右記と違う場合は記入

栃木県〇〇市〇〇〇〇-0
栃木 太郎 ⑥

（注）丸数字は、「1. 取引記録の作成と3年間の保管」の《記録する内容》の丸数字と同一になります。

《一般消費者への伝達方法》

- ① 商品の包装に産地を記載
- ② 店内に産地を記載
（例：当店で販売しているお米は、栃木県産です。）
- ③ 納品書や領収書、レシートに産地を記載

【商品への表示例：検査米(単一原料)の一括表示】

| 名 称 | 精米 | | |
|-------|---|-------|------|
| | 産地 | 品種 | 産年 |
| 原料玄米 | 単一原料米 栃木県産 | コシヒカリ | 24年産 |
| 内 容 量 | 5 kg | | |
| 精米年月日 | 平成 25 年 2 月 5 日 | | |
| 販 売 者 | 栃木 太郎 栃木県〇〇市〇〇 00-0 電話番号 000-000-0000 | | |

【問合せ先】

栃木県農政部 経済流通課(TEL 028-623-2298) または お近くの農業振興事務所

